西川町いじめ防止基本方針

平成２９年１２月１９日

西川町・西川町教育委員会

目　次

**はじめに　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１**

**Ⅰ　いじめの防止等に関する基本的な考え方**

**１　策定の目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２**

**２　いじめの定義　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２**

**３　基本理念　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２**

**４　関係者の責務や役割　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３**

**Ⅱ　いじめ防止のために実施すべき施策**

**１　町（教育委員会）における施策　　　　　　　　　　　　　　　３**

**２　学校が実施すべき施策　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４**

**３　教育的諸課題から配慮すべき児童生徒　　　　　　　　　　　　５**

**Ⅲ　重大事態への対応**

**１　重大事態の意味　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６**

**２　教育委員会又は学校による調査等　　　　　　　　　　　　　　６**

**３　町長による再調査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７**

**４　その他の留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７**

**Ⅳ　点検及び評価と基本方針の見直し**

**１　基本的施策の点検及び評価　　　　　　　　　　　　　　　　　７**

**２　町及び学校基本方針の見直し　　　　　　　　　　　　　　　　８**

西川町いじめ防止基本方針

**はじめに**

　　子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」輝く人間として生きることは町民の願いである。教育の目的は人格の完成であり、学校においては、子ども達に自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

　　いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、これまでも、県や各地域、学校において、様々な取り組みが行われてきた。しかしながら、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性はどこでも起こりうるという危機意識をもたなければならない。

　　一方で、大人社会のさまざまなハラスメントなどの社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、町民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。さらには、教師の言動すら、いじめの引き金になる可能性があることも忘れてはならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。このようないじめから児童生徒を守るためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という意識を持ち、学校を含めた社会全体の課題として取り組むことが大切である。

　　このため、国において制定・策定された、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行、以下「法」という。）及びいじめ防止基本方針（平成25年10月11日策定、平成29年3月14日最終改定）、さらに「山形県いじめ防止基本方針」（平成26年4月17日策定、平成29年11月15日最終改定）を踏まえ、「西川町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を策定し、実効あるいじめ防止対策を進め、いじめの根絶に向けて学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、組織的に取り組むこととする。

**Ⅰ　いじめの防止等に関する基本的な考え方**

**１　策定の目的**

　　子どもの尊厳を保持するため、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処など本町の基本方針を策定し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に進めることで、町全体としていじめ問題に取り組むことを目的とする。

**２　いじめの定義**

　　「いじめ」は、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的

又は物理的な影響を与える行為（インタ－ネットを通じて行われるものを含む。）で、

対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

　《具体的ないじめの態様の例》

　　①　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

　　②　仲間はずれ、集団による無視をされる。

　　③　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

　　④　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

　　⑤　金品をたかられる。

　　⑥　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

　　⑦　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

　　⑧　パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをされる。

　　これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談すべきものや児童

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報すること

が必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向へ配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

**３　基本理念**

　　いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、どのような場面においても起こり得るという認識を持ち、町全体でいじめ防止に取り組んでいく。

　(1)　児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。

　(2)　すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。

　(3)　いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、県、町、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下で、町全体でいじめの問題を克服することを目指す。

**４　関係者の責務や役割**

　(1)　学校の設置者の責務

　　　本町におけるいじめ防止等のための施策を策定し、設置する学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講ずる。

　(2)　学校及び学校の教職員の責務

　　①　児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体で組織的にいじめの未然防止と早期発見に取り組む。

　　②　児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため組織的に適切かつ迅速に対処する。

　(3)　保護者の責務

　　①　子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。

　　②　子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

　　③　子がいじめの加害者になったときは、いじめ行為を行わないように指導する。

　　④　学校等が講ずるいじめ防止等の措置に協力するよう努める。

　(4)　町民の役割

　　①　地域ぐるみで児童生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。

　　②　いじめを発見した場合等には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。

**Ⅱ　いじめ防止等のために実施すべき施策**

**１　町（教育委員会）における施策**

　(1)　すべての教育活動を通した「いのち」の教育の充実

　　　　児童生徒の自己有用感を高め、互いの人格を尊重し合える態度の育成を図るため、学校の教育活動全体で行われる道徳教育や、児童生徒が自主的に行う学級活動や児童会・生徒会活動を小中一貫教育の視点で支援する。

　　　　また、町の自然や文化を生かした体験的な学習を通して子どもの豊かな情操を育み、いじめの未然防止に努める。

　(2)　学校におけるいじめの未然防止等に係る活動やいじめ事案への適切な対処のために、町教育委員会はいじめ問題への相談対応を行うとともに教職員が一人一人の児童生徒とじっくり向き合うことができるよう人的な支援を行う。

　(3)　教職員の資質の向上

　　　　教職員が個々の児童生徒への配慮等、深い児童生徒理解に基づく指導・支援ができるよう、研修機会の確保に努める。

　(4)　いじめ防止等に関する機関及び団体の連携

　　　　法第14条1項の規定を踏まえ、すでに設置している組織の中に、いじめ防止等に係る項目を加えて協議し、いじめの未然防止のための連携を図っていく。

　(5)　啓発活動の推進

　　　小中学校の学校運営協議会で法や西川町いじめ防止基本方針について説明し、学校・家庭・地域が一緒になっていじめ問題について考え、それぞれの役割等啓発活動を行っていく。

　(6)　村山教育事務所、県教育センター等との連携

　　　町教育委員会は、国、県の基本方針やいじめ防止等に関する通知や指導を受け、いじめの未然防止や早期発見、早期対応の取組等のいじめ対策の充実を図る。

　　　また、いじめ防止等に関する取組や解決が困難な事案等において、連携が必要と判断した場合は、いじめ解決支援チームの派遣など支援を要請する。さらに、学校において重大事態が発生した場合には、学校及び町教育委員会の対応や調査について必要な支援を要請する。

**２　学校が実施すべき施策**

　(1)　学校いじめ防止基本方針の策定

　　　　学校は、自校の実情に応じて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などについて具体的実践的な対策を講じるために、学校いじめ防止基本方針を定める。

　　　　また、学校いじめ防止基本方針については、学校の生徒指導の全体計画の中に適切に位置付けるほか、学校評価の対象とし、児童生徒、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように努める。

　(2)　学校におけるいじめ防止等のための組織

　　　　学校は、法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導主事、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等からなる校内組織を置く。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門知識を有する外部人材も構成員に含める。

　(3)　体制整備と校内研修等の充実

　　　　いじめは、教職員が気づきにくい形で行われていることに留意し、児童生徒のわずかな変化やいじめの兆候を見逃さないよう教職員間の情報共有を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制づくりを行うとともに、いじめ防止等についての研修等の充実を図る。

　(4)　いじめの未然防止

　　　　いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを教育課程全体の中で取り組んでいく。

(5)　いじめの早期発見

　　いじめは「どの児童生徒にもどの学校にも起こりうるものであること」そして、「誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであること」という考え方を踏まえ、いじめを早期に発見し、長期化、深刻化、複雑化させないようにする取り組みを行っていく。

(6)　家庭・地域・ＰＴＡとの連携（特にネット上でのいじめについて）

　　保護者会や種々の会合の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒のインターネット利用状況等についての情報提供を行いながら、ネット上でのいじめの未然防止と早期発見・早期対応について連携を図っていく。

(7)　いじめ発生時の適切な対応

　　①　教職員が、いじめが疑われる事案を発見した場合、もしくは児童生徒や保護者からの訴え又はいじめに関わる外部からの情報提供があった場合、ただちに管理職等に報告し、組織的な対応を行う。校長は事実確認の結果について、町教育委員会に報告する。また、事実確認の途中であっても、重大事態となる疑いがある場合には、ただちに町教育委員会に報告する。

　　②　校長は、いじめと認知した事案について、以下の事項について指示し、組織的に解決にあたる。

　　　　・指導方針及び指導体制について

　　　　・関係する児童生徒に対する具体的な指導や支援等について

　　　　・保護者との連携（必要に応じて外部機関との連携）の在り方

　　　　・今後の対応について

**３　教育的諸課題から配慮すべき児童生徒**

　　　学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特

性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対す

る必要な指導を組織的に行う。

　　(1)　発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

　　　　　教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

　　(2)　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

　　　　　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

　　(3)　性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

　　　　　性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

　　(4)　被災児童生徒

　　　　　東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

**Ⅲ　重大事態への対応**

**１　重大事態の意味**

　　(1)　いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

　　(2)　いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

　　(3)　児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

　　(4)　上記以外の事案で、各学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの

**２　教育委員会又は学校による調査等**（法第２８条１項）

　　(1)　学校は重大事態が発生した時は、その旨を教育委員会に報告する。教育委員会は、学校からの報告を受け、その調査やその調査を行う主体やどのような調査組織にするかについて判断する。

　　(2)　その事態に対処するため、学校が組織している「いじめ防止等のための校内組織」を母体として、学校運営協議会委員など学校以外の委員を加えるなど、公平中立な調査ができるよう「いじめ問題調査委員会（仮）」を設置し調査する。

　　(3)　教育委員会は学校の調査に対し、適切な指導、助言又は支援を行う。また、教育委員会は重大事案発生の事実を直ちに町長へ報告するとともに、その対応等の経過、調査結果についても同様に町長へ報告する。

**３　町長による再調査**

　(1)　町長は、当該重大事案への対処並びに発生防止のために必要があると認めるときは、法第30条２項に基づく再調査を実施する。

　(2)　調査の組織

町長は必要があると認めるときは、再調査のための組織として再調査委員会を速やかに設置する。

　(3)　調査の報告

町長は、被害を受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を報告する。

　(4)　再調査の結果を踏まえた措置等

　　　町長、町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、今後の重大事態発生防止のために必要な措置を講ずる。

　　　また、再調査を行ったとき、法第３０条３項に基づき、町長はその結果を議会に報告するものとする。

**４　その他の留意事項**

　　重大事態が発生した場合には、関係のあった児童生徒が深く傷つくことはもちろん、

当該学校の児童生徒全体や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、場合によっては事実に基づかない風評の流布等も考えられる。町及び町教育委員会、学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

**Ⅳ　点検及び評価と基本方針の見直し**

**１　基本的施策の点検及び評価**

　　(1)　学校評価等の活用

　　　①　学校はいじめに関する取組の内容を学校評価の項目に設定し、自己評価及び関係者評価等の方法によって達成状況を評価し、結果を次の取組に生かす。

　　　②　町教育委員会は学校評価の報告を受け、学校の取組内容に関して必要な助言及び指導・支援を行うとともに、具体的な施策に反映させる。

　　(2)　教員評価等の活用

　　　①　校長は、教職員が日常的に児童生徒の理解やいじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、いじめが発生した際にも、問題を隠さず適切な対応を行っているかを評価し、その改善に努める。

　　　②　町教育委員会は、学校が、日頃から児童生徒の理解や未然防止、早期発見の取組を組織的に進めるとともに、発生した際にも、迅速に組織的な対応を行っているかを評価し、その改善に向けた指導・助言を行う。

**２　町及び学校基本方針の見直し**

(1)　町は、町基本方針を必要に応じて見直していくものとする。また、法の施行状況や国及び県基本方針の変更等を勘案して、町基本方針の点検を行い、必要があると認められたときは、見直し等必要な措置を講じる。

(2)　学校は、国及び県、町基本方針の変更等を勘案し、または学校の実情に応じて、学校における基本方針の点検を行い、必要があると認められたときは、見直し等必要な措置を講じる。